

福岡県公報

平成24年4月27日
第3390号

目次

告示 (第782号 - 第799号)

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 1
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 旧福岡県公会堂貴賓館に係る手数料の徴収事務の委託 (文化財保護課) 3
- 地方自治法第171条第4項の規定に基づく出納員の事務の委任 (税務課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 8

公 告

- 農地保有合理化事業の実施に係る規程の変更の承認 (水田農業振興課) 9

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) 9
- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) 10

告 示

福岡県告示第782号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成24年4月10日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス甘木三輪店
 - (2) 所在地 福岡県朝倉市甘木字神田2347番1ほか
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成24年11月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,491平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側及び東側	58

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物東側	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内西側	10.68

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地北側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

福岡県告示第783号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年4月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス福岡空港東店
(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町別府四丁目320番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年11月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,493平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	58

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	36

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内西側	10.68

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地北側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第784号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年4月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 にしてつストア三潞店

(2) 所在地 福岡県久留米市三潞町早津崎811番1号外7筆

3 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
福岡県久留米市三潞町早津崎811番1号外9筆	福岡県久留米市三潞町早津崎811番1号外7筆

福岡県告示第785号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、旧福岡県公会堂貴賓館に係る手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
旧福岡県公会堂貴賓館	大阪市中央区南船場二丁目3番2号	AD・都市造園グループ(代表団体 イオンディライト株式会社)	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

福岡県告示第786号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、平成24年4月16日、出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を分任出納員に次のように委任させたので告示する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

課又は財務担当所名	分任出納員	分任出納員の事務
税務課	ふるさと寄附金の収納を担当する職員	寄附金に関する収納

福岡県告示第787号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年4月1日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人安全安心まちづくり研究会
 - 代表者の氏名
坂本 一成
 - 主たる事務所の所在地
福岡市東区香椎駅前3丁目33番15号
 - 定款に記載された目的
この法人は、個人及び団体並びに自治体等に対して、犯罪被害の未然防止対策等に関する事業を行い、地域の安全性向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第788号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 マックスバリュ御笠川店
 - 所在地 福岡県大野城市御笠川四丁目13番26号
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第789号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 マックスバリュ御笠川店
 - 所在地 福岡県大野城市御笠川四丁目13番26号
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	野路土佐井線	築上郡上毛町大字土佐井740番先から 築上郡上毛町大字土佐井805番4先まで

福岡県告示第791号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、甘木農業振興地域の区域（昭和46年10月福岡県告示第981号）、杷木農業振興地域の区域（昭和46年10月福岡県告示第981号）及び朝倉農業振興地域の区域（昭和45年12月福岡県告示第1143号）を変更（統合）し、次のように朝倉農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

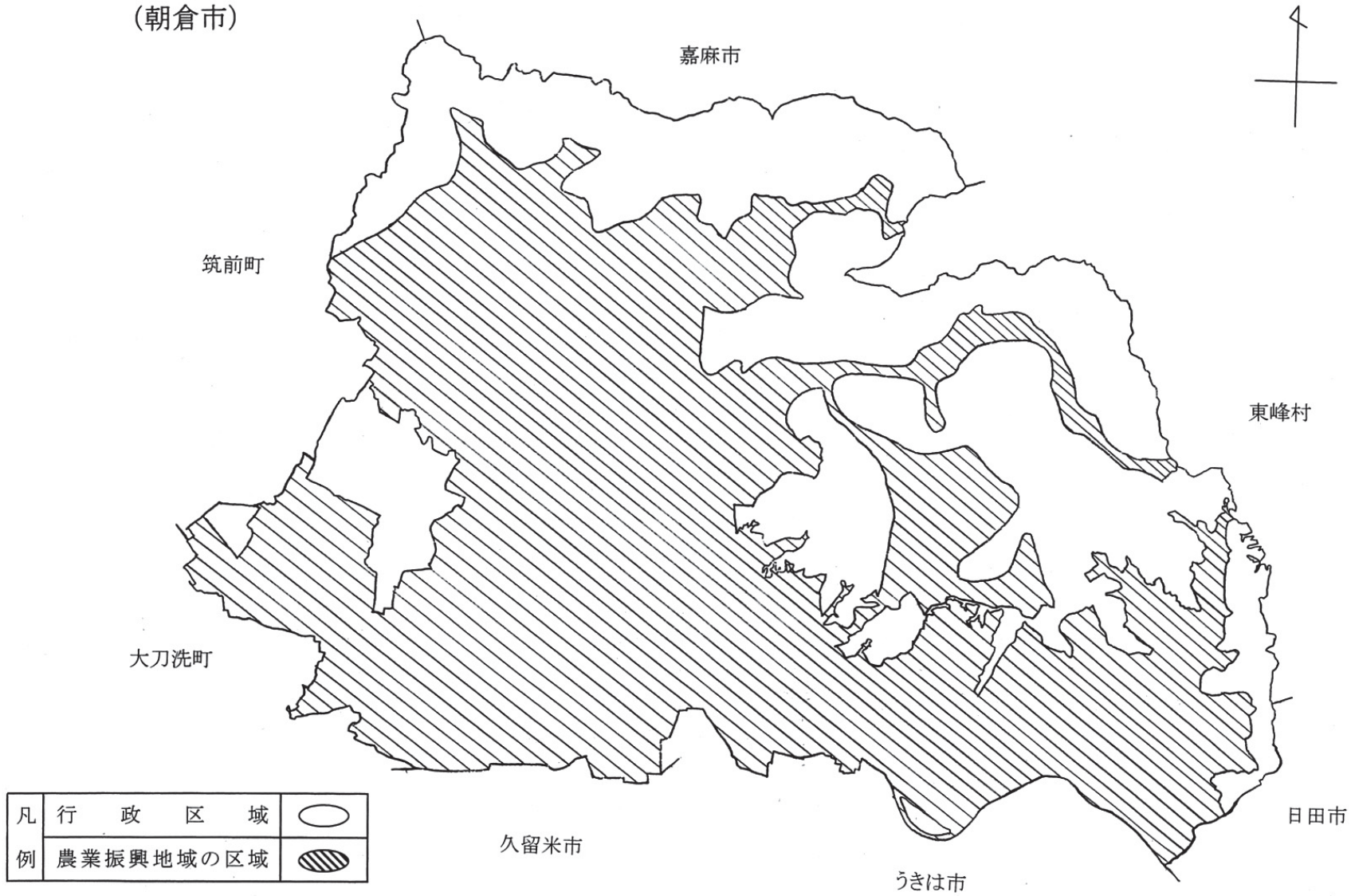
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県朝倉農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名
朝倉地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

朝倉農業振興地域の区域を表示した図面 (朝倉市)



凡	行政区域	○
例	農業振興地域の区域	▨

福岡県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	一般国道	200号	前	飯塚市秋松863番1先から 飯塚市秋松864番1先まで	30.6 ～ 60.6	5.1
			後	飯塚市秋松863番1先から 飯塚市秋松864番1先まで	30.6 ～ 45.4	5.1

福岡県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	一般国道	322号	前	田川市大字伊加利2025番3先から 田川市大字伊加利2025番2先まで	26.0 ～ 36.0	22.0

			後	田川市大字伊加利2025番3先から 田川市大字伊加利2025番2先まで	26.0 ～ 34.0	22.0
--	--	--	---	--	-------------------	------

福岡県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	藤田日吉町線	前	久留米市上津町205番3先から 久留米市本山1丁目363番1先まで	10.1 ～ 12.4	129.7
			前	久留米市上津町205番3先から 久留米市本山1丁目363番1先まで	10.1 ～ 22.4	145.5
			後	久留米市上津町205番3先から 久留米市本山1丁目363番1先まで	10.1 ～ 12.4	129.7

福岡県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	一般 国道	495号	前	古賀市花見東6丁目1891番4先から 古賀市花見東5丁目1888番3先まで	14.2 ～ 30.0	180.0
			後	古賀市花見東6丁目1891番4先から 古賀市花見東5丁目1888番3先まで	14.2 ～ 30.0	

福岡県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の 区間
福岡	495号	古賀市花見東6丁目1891番4先から 古賀市花見東5丁目1888番3先まで

福岡県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の 区間
福岡	町川原 福岡線	古賀市青柳887番1先から 古賀市青柳1702番1先まで

福岡県告示第798号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字原田2101番9号
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市大字原田2097番地
城戸 規孝

福岡県告示第799号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年3月21日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人夢つむぎ
 - 代表者の氏名
高田 猛

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区黄金2丁目4番8号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、社会就労を願う障害者に対して、就労支援に関する事業を行い、差別のない地域社会づくりに寄与することを目的とする。

公 告

公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する法第7条第4項の規定により次のように公告する。

平成24年4月27日

福岡県知事 小 川 洋

農地保有合理化事業を行う者の名称	当初承認年月日	変更承認年月日	農地保有合理化事業の種類
変更前 財団法人福岡県農業振興推進機構	平成6年2月1日	平成24年4月12日	法第4条第2項の規定による事業
変更後 公益財団法人福岡県農業振興推進機構			

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年4月27日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称
福岡市
- 2 事業の種類

福岡都市計画道路事業7・7・104号西鉄天神大牟田線側道19号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積 [()は公簿地積]
福岡市博多区銀天町一丁目	45番2	雑種地	7.49 (7.41) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積7.49平方メートル
福岡市博多区銀天町一丁目	47番1	宅地	368.08 (358.33) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積95.00平方メートル
福岡市博多区銀天町一丁目	47番2	宅地	173.37 (171.03) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積38.30平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人藤君子の相続人

加藤奈津美（持分7分の1）

福岡市博多区相生町三丁目2番6-105号

斎田直子（持分7分の1）

福岡市博多区西春町一丁目1番28号

藤勝臣（持分7分の1）

福岡市博多区麦野六丁目26番36号

緒方由紀子（持分7分の1）

福岡市中央区赤坂三丁目6番1号

藤国臣（持分7分の1）

福岡県糟屋郡久山町大字久原1869番地

藤国臣法定代理人 成年後見人 藤勝臣

福岡市博多区麦野六丁目26番36号

藤亜里佳（持分7分の1）

福岡市博多区相生町三丁目2番6-103号

藤亜里佳法定代理人 成年後見人 藤雅経

福岡市博多区麦野六丁目26番36号

藤里佳法定代理人 成年後見人 加藤奈津美

福岡市博多区相生町三丁目2番6-105号

藤雅経（持分7分の1）

福岡市博多区麦野六丁目26番36号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 45番2、47番1及び47番2の土地に関して権利を有する関係人

株式会社ボックスヒル

福岡市博多区麦野六丁目26番36号

土地賃借権

(2) 47番1及び47番2の土地に関して権利を有する関係人

株式会社三菱東京UFJ銀行

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

根抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年4月12日

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年4月27日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡都市計画道路事業7・6・103号西鉄天神大牟田線側道18号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡市博多区麦野六丁目	1番14	宅地	50.52 (50.52) 平方メートルのうち 収用しようとする土地の面積2.08平方メートル
福岡市博多区麦野六丁目	1番16	宅地	50.03 (50.03) 平方メートルのうち 収用しようとする土地の面積49.55平方メートル
福岡市博多区麦野六丁目	1番17	宅地	35.95 (36.00) 平方メートルのうち 収用しようとする土地の面積35.95平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人藤君子の相続人

加藤奈津美（持分7分の1）

福岡市博多区相生町三丁目2番6-105号

斎田直子（持分7分の1）

福岡市博多区西春町一丁目1番28号

藤勝臣（持分7分の1）

福岡市博多区麦野六丁目26番36号

緒方由紀子（持分7分の1）

福岡市中央区赤坂三丁目6番1号

藤国臣（持分7分の1）

福岡県糟屋郡久山町大字久原1869番地

藤国臣法定代理人 成年後見人 藤勝臣

福岡市博多区麦野六丁目26番36号

藤里佳（持分7分の1）

福岡市博多区相生町三丁目2番6-103号

藤里佳法定代理人 成年後見人 藤雅経

福岡市博多区麦野六丁目26番36号

藤里佳法定代理人 成年後見人 加藤奈津美

福岡市博多区相生町三丁目2番6-105号

藤雅経（持分7分の1）

福岡市博多区麦野六丁目26番36号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

深堀花子

福岡市博多区麦野六丁目1番2号

土地賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年4月12日